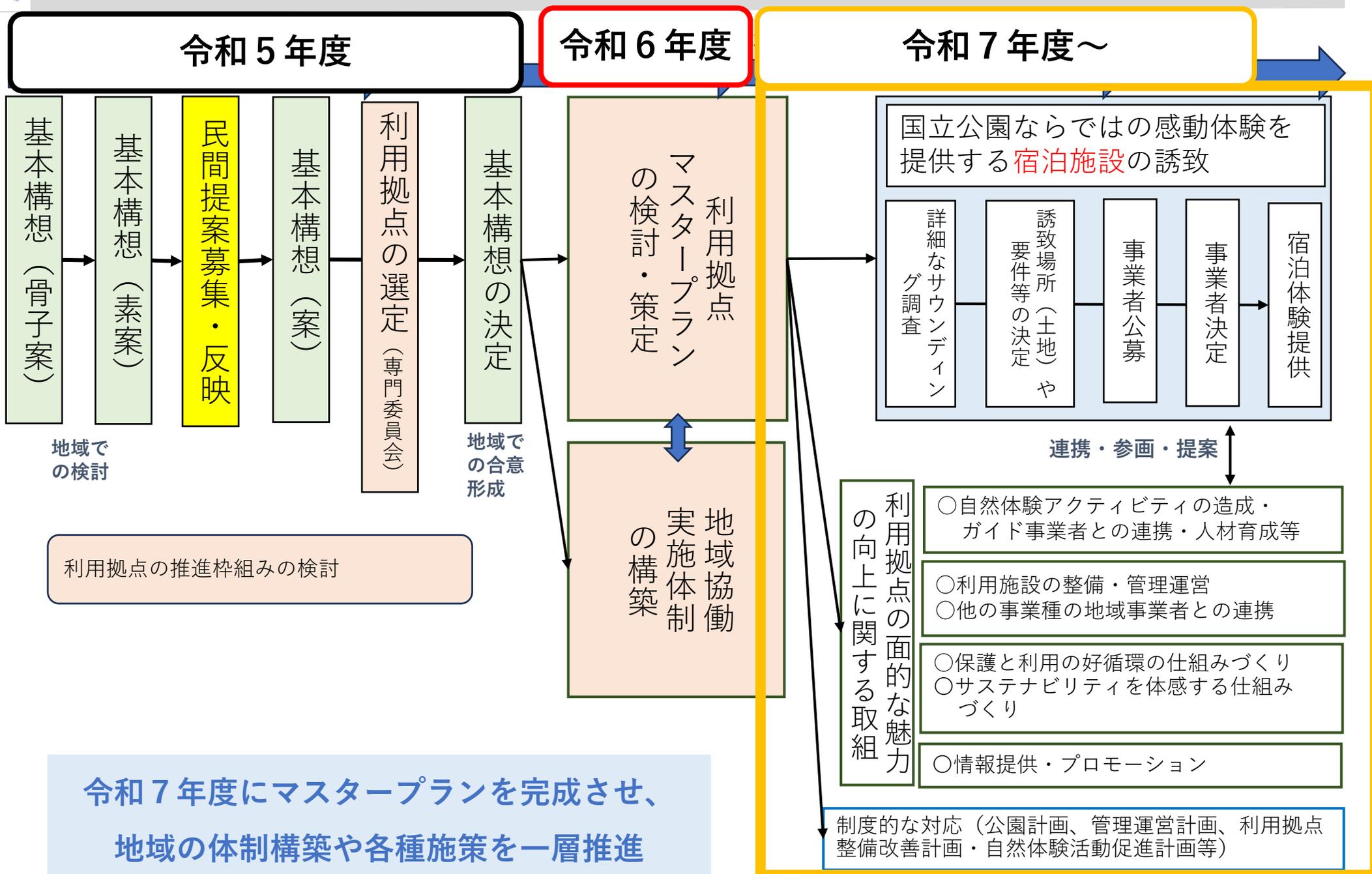


# 令和7年度第2回 十和田湖1000年会議

令和8年2月17日

環境省 東北地方環境事務所 十和田八幡平国立公園管理事務所

# 先端モデル事業の進め方



令和7年度にマスタープランを完成させ、  
地域の体制構築や各種施策を一層推進

# 議事 1. 今後のマスタープランの進め方について

## マスタープランの推進

### 4) 官民と地域の連携体制

特に官民及び地域による協議や連携を要する施策分野は、十和田湖1000年会議にワーキンググループ（以下「WG」）を設置して関係者による定期的な検討・協議を進めます。

WG事務局は十和田湖1000年会議構成員により分担します。当面WGで取り扱う施策分野とWG事務局については、下表のとおりとします。

なお、下表は当面の考え方であり、施策の進捗等に応じて適宜見直しを行います。

#### ◆WGで取り扱う施策分野と事務局

当面WGで取り扱う施策分野	WG事務局
くらし・なりわい（特に住まい確保）	十和田市、小坂町
湖面の利用（特に水上バイク対応）	(一社)十和田湖国立公園協会
信仰に関する価値と魅力の提供 （特に鳥居整備・占い場の活用検討）	民間（※）
保護と利用の好循環 （特に既存の利用者負担制度の見直し）	環境省

※「民間」とは十和田湖1000年会議構成員のうち、行政機関以外の構成員を指します。具体的な対応者は別途調整して決定します。

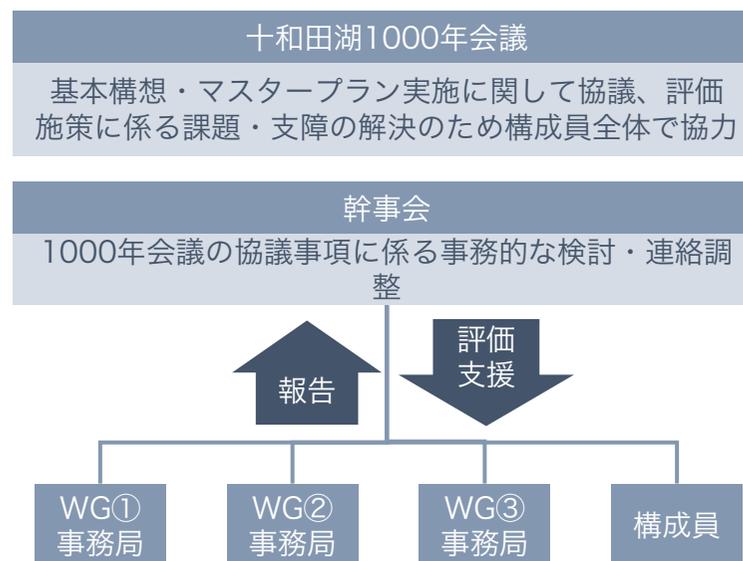
### 5) 施策の進捗確認・評価・改善の体制

本マスタープランに基づく各施策の進捗状況の確認及び評価は、十和田湖1000年会議の枠組みにおいて行います。

各施策は前頁の実施主体が中心となって進めるほか、WGを設置する分野はWG事務局が中心となって施策の内容検討や関係者協議を進め、関係者での連携の下に進めます。

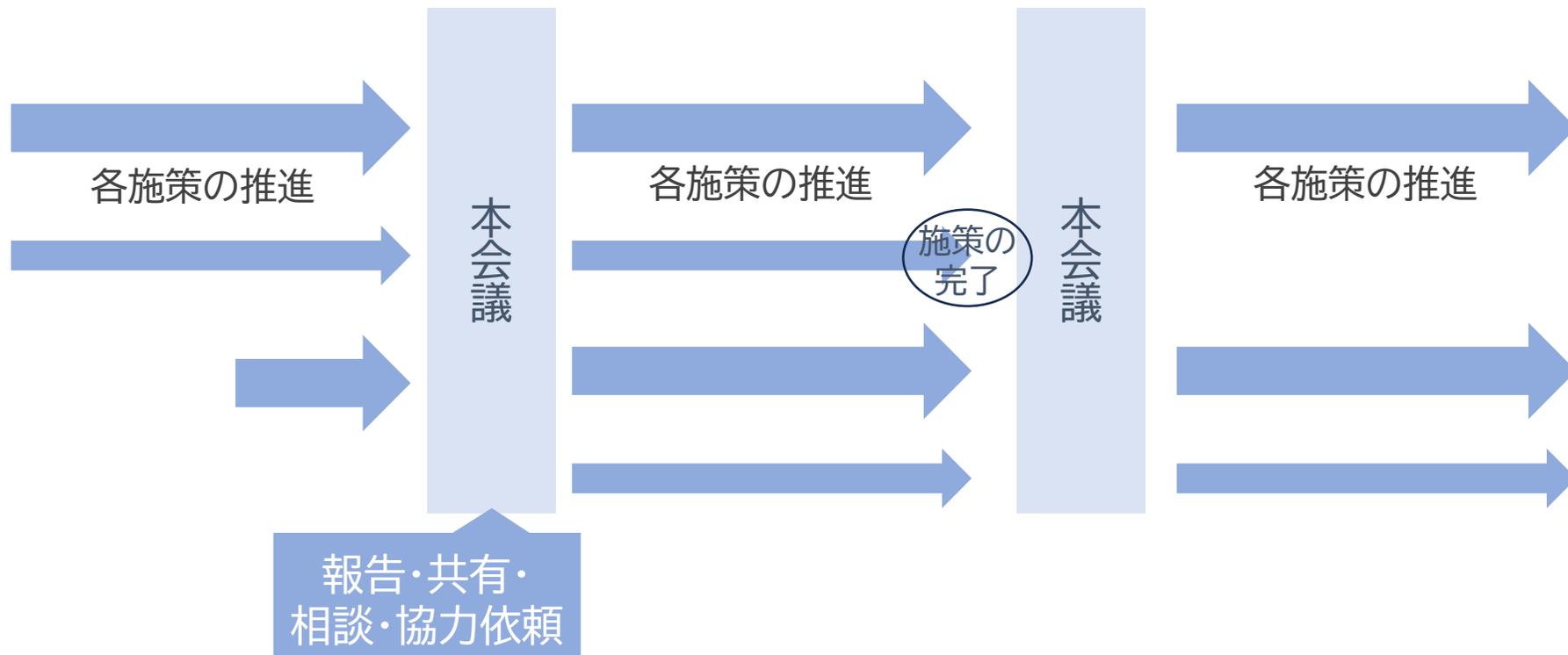
各施策の実施主体及びWG事務局は、施策の実施状況について十和田湖1000年会議に報告し、施策推進上の課題が生じている場合には、会議構成員が協力してその解決に取り組むこととします。

#### ◆施策の推進に向けた体制



# 各取り組みの進行管理について

- ✓ 本会議は半期に1回の開催を継続（原則対面・WEB併用）
- ✓ 本会議にて、各施策の進捗報告をお願いする（特に★の施策）
- ✓ 進捗報告は当面、フォーマットに沿って報告を依頼する
- ✓ 本会議での報告・共有・相談・協力依頼により、取り組み状況・意図を互いに把握することでさらに円滑・強力に推進



# 個別施策の進捗状況の報告・とりまとめ

✓ 今後は本会議前に、各実施主体から事務局に進捗報告フォーマットで取組状況を報告

1000年会議構成員		(組織名)十和田市 (役職)市長		進捗報告フォーマット (イメージ)	
担当者名		(役職)	(氏名)		
連絡先		(電話)	(メール)		
施策の観点	No.	当面3年後(令和10年度)までを目途に実施又は着手すべき施策 ★:特に優先・加速すべき事項		実施主体	前回会議以降の具体的な取組 (検討)の内容及び進捗状況
景観改善	2	★	既存施設の上質化へ向けた改修等(補助)	環境省・十和田市・小坂町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策ごとに進捗状況を報告</li> <li>・ 関連資料を事務局に提出</li> </ul> <報告事項> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 前回会議後の取組状況</li> <li>✓ 予算措置状況</li> <li>✓ 推進上の課題</li> <li>✓ 今後の予定</li> </ul> など
利便性・安全性の向上	6	★	主動線沿い(廃屋跡地等)の事業者誘致及び滞留・休憩スペースの充実	環境省・十和田市	
歩いて楽しむための空間づくり	11	★	主動線(神社参道含む)の石畳化・無電柱化	十和田市・環境省・民間	
	15	★	移動支援モビリティ導入・乗換拠点整備へ向けた調査検討	環境省・十和田市・民間	
「ならでは」のコンテンツの磨き上げ	21		水上スキー等湖面利用状況及び占い場利用ルールの調査検討	環境省・青森県・秋田県・十和田市・小坂町・民間	
くらし・なりわいの持続性向上	24	★	地区の不動産データベース化及び休廃業施設の有効活用へ向けた調査検討	環境省・十和田市・小坂町	
	25	★	旧十和田湖小学校(廃校)ほか、空き地空き家の活用検討	十和田市・民間	
	27	★	ICT技術の活用等による地域の教育・医療サービス向上へ向けた調査検討	十和田市・小坂町・民間	
保護と利用の好循環	30		持続可能な観光地としての国際認証(グリーンDestinyネーション等)の取得及びゼロカーボンパークの登録	十和田市・小坂町・民間	

✓ 各構成員の報告をとりまとめ、本会議で施策グループごとに対策状況等を共有・意見交換

## 【I 景観改善】

（将来像）廃屋が存在せず、統一感ある街並みや自然・信仰を感じられる眺望と景観が確保されている



No.	当面3年後（令和10年度）までを目途に実施又は着手すべき施策 ★：特に優先・加速すべき事項	実施主体
1	★ 廃屋撤去	環境省
2	★ 既存施設の上質化へ向けた改修等（補助）	環境省・十和田市・小坂町
3	建築物・広告物の景観管理ルール（法律・条例）の明確化・見直し	環境省・青森県・秋田県
4	古道（旧参道）の鳥居整備及び杉並木管理	民間
5	主要な展望台における通景伐採等による俯瞰眺望の回復	青森県・秋田県

### 各施策の進捗（令和7年度の取組状況）

- (1)★廃屋撤去**
- ・旧十和田観光センター・付属ガソリンスタンド・従業員寮の廃屋撤去完了（R7.12）
  - ・十和田湖グランドホテル（本館）の廃屋撤去に着手（R8.1）
- (2)★既存施設の上質化へ向けた改修等（補助）**
- ・お土産店兼食堂の屋根・外壁改修への補助金交付
- (3)建築物・広告物の景観管理ルール（法律・条例）の明確化・見直し**
- (4)古道（旧参道）の鳥居整備及び杉並木管理**
- (5)主要な展望台における通景伐採等による俯瞰眺望の回復**
- ・いずれも未着手であり、令和8年以降に具体的対策を検討・着手

### 各施策の推進に向けた当面の課題・関連WGでの協議内容等

## 【取組 I：景観改善】

## 資料イメージ

### 各施策の進捗（令和7年度の取組状況）



旧十和田湖観光センター及び付属従業員寮・ガソリンスタンドを撤去  
写真左（撤去前）：令和7年7月、写真右（撤去後）：令和7年12月

上質化補助金活用事例の  
写真や概要について記載

# 進捗報告の形式（報告者）

- ✓ 施策グループごとに本会議でのメイン説明者を以下の通り設定
- ✓ メイン説明者以外の実施主体からも適宜報告（構成員本人ではなく実務担当者による説明も可）

※黄塗の項目は着手済み・実施中

施策の観点	No.	当面3年後（令和10年度）までを目途に実施又は着手すべき施策 ★：特に優先・加速すべき事項	実施主体	本会議での メイン説明者
景観改善	1	★ 廃屋撤去	環境省	環境省 ※実施主体に環境省 が含まれない項目は 実施主体から報告い ただく
	2	★ 既存施設の上質化へ向けた改修等（補助）	環境省・十和田市・小坂町	
	3	建築物・広告物の景観管理ルール（法律・条例）の明確化・見直し	環境省・青森県・秋田県	
	4	古道（旧参道）の鳥居整備及び杉並木管理	民間	
	5	主要な展望台における通景伐採等による俯瞰眺望の回復	青森県・秋田県	
利便性・安全性の向上	6	★ 主動線沿い（廃屋跡地等）の事業者誘致及び滞留・休憩スペースの充実	環境省・十和田市	環境省 ※実施主体に環境省 が含まれない項目は 実施主体から報告い ただく
	7	★ 湖畔林の適切な保全・管理及び湖畔沿い休憩スペースの充実	環境省	
	8	★ 老朽化施設の再整備によるユニバーサルデザイン化・国土強靱化 （駅前広場トイレ、湖畔遊歩道、休平園地トイレ）	環境省・秋田県	
	9	中山半島園地（十和田神社奥）の再整備	青森県	
	10	自籠岩・占い場を繋ぐ歩道ルート整備・管理体制構築	環境省・民間	
歩いて楽しむための 空間づくり	11	★ 主動線（神社参道含む）の石畳化・無電柱化	十和田市・環境省・民間	環境省 ※主動線の石畳化・ 無電柱化は十和田市 からも適宜報告いた だく
	12	休屋休平地区の新たな玄関口（サイン等）整備	環境省	
	13	南駐車場の拡充（南北駐車場間の回遊性向上）へ向けた調査検討	環境省・民間	
	14	歩行者優先空間ルール作り（進入・速度・車両制限等）へ向けた調査検討	環境省・青森県・秋田県	
	15	★ 移動支援モビリティ導入・乗換拠点整備へ向けた調査検討	環境省・十和田市・民間	

# 進捗報告の形式（報告者）

※黄塗の項目は着手済み・実施中

施策の観点	No.	当面3年後（令和10年度）までを目途に実施又は着手すべき施策 ★：特に優先・加速すべき事項	実施主体	本会議での メイン説明者
「ならでは」の コンテンツ 磨き上げ	16	★ インタープリテーション（魅力・価値のサービス化）計画策定	環境省・民間	環境省
	17	★ 十和田湖ならではの魅力・価値のインナーブランディング及び商品化検討・勉強会等	環境省・民間	
	18	湖の神秘性・自然の成り立ちを実感するコンテンツ(カヌー等)の検討・磨き上げ	環境省・民間	
	19	十和田信仰を実感するコンテンツ（占い場体験等）の検討・磨き上げ	環境省・民間	
	20	北奥の暮らしを実感するコンテンツ（ヒメマス漁や冬季体験）の検討・磨き上げ	環境省・民間	
	21	水上スキー等湖面利用状況及び占い場利用ルールの調査検討	環境省・青森県・秋田県・十和田市・小坂町・民間	
プロモーションの強化	22	十和田湖地域に特化した各種プロモーション	各DMO	十和田奥入瀬観光機構
	23	十和田湖地域に特化した観光地マーケティング・ブランディングの強化	各DMO	
くらし・なりわいの 持続性向上	24	★ 地区の不動産データベース化及び休廃業施設の有効活用へ向けた調査検討	環境省・十和田市・小坂町	十和田市 ※実施主体に十和田市が含まれない項目は実施主体から報告いただく
	25	★ 旧十和田湖小学校（廃校）ほか、空き地空き家の活用検討	十和田市・民間	
	26	休平側空き地・空き家の利用方針検討	小坂町・民間	
	27	★ ICT技術の活用等による地域の教育・医療サービス向上へ向けた調査検討	十和田市・小坂町・民間	
	28	★ 滞在型・高付加価値観光を支える地域づくり組織の設立・運営	民間	
保護と利用の好循環	29	★ 既存の利用者負担制度の運用見直し	環境省・民間	環境省
	30	持続可能な観光地としての国際認証（グリーンデスティネーション等）の取得及びゼロカーボンパークの登録	十和田市・小坂町・民間	十和田市

# 各ワーキンググループの構成について

- ✓ マスタープランで決定したワーキンググループ（WG）を設置し、具体的な施策に着手・推進するための関係者協議を推進
  - ※追加的に別WGの設立も可能だが、本体協議会の了承を必要とする

当面WGで取り扱う施策分野	WG事務局
くらし・なりわい（特に住まい確保）	十和田市、小坂町
湖面の利用（特に水上バイク対応）	(一社)十和田湖国立公園協会
信仰に関する価値と魅力の提供 （特に鳥居整備・占い場の活用検討）	民間
保護と利用の好循環 （特に既存の利用者負担制度の見直し）	環境省

⇒今年度中に、各WGの構成員及び当面の取組事項等を決定

※各WGの設置及び当面の進め方については、環境省が各WG事務局をサポート

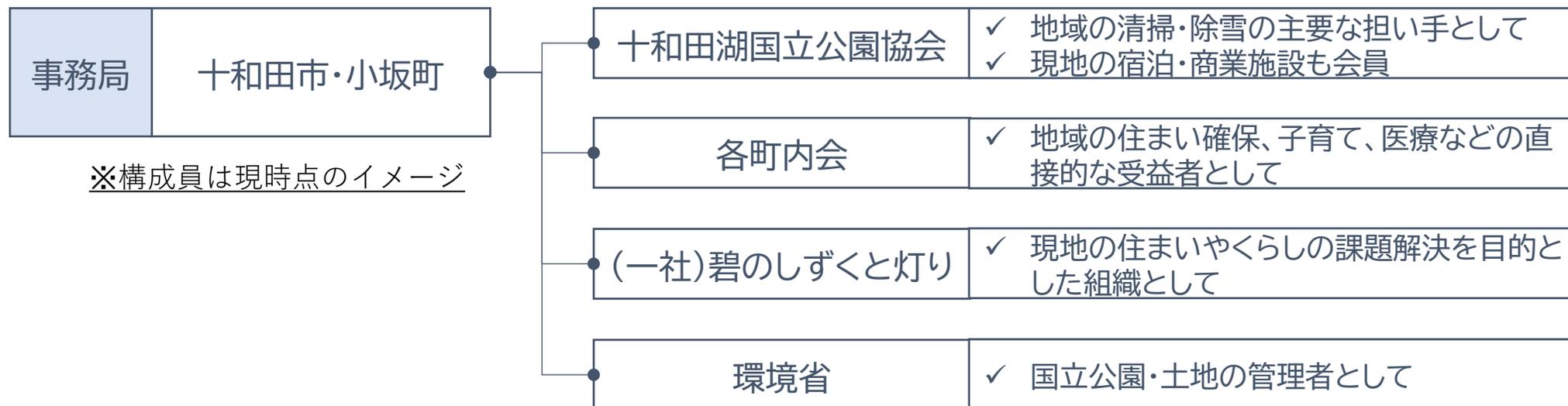
# 各WGの構成案について（くらし・なりわい）

## ◆くらし・なりわいWGに対応する施策

施策の観点	No.	当面3年後（令和10年度）までを目途に実施又は着手すべき施策 ★：特に優先・加速すべき事項	実施主体
くらし・なりわいの 持続性向上	24	★ 地区の不動産データベース化及び休廃業施設の有効活用へ向けた調査検討	環境省・十和田市・小坂町
	25	★ 旧十和田湖小学校（廃校）ほか、空き地空き家の活用検討	十和田市・民間
	26	休平側空き地・空き家の利用方針検討	小坂町・民間
	27	★ ICT技術の活用等による地域の教育・医療サービス向上へ向けた調査検討	十和田市・小坂町・民間
	28	★ 滞在型・高付加価値観光を支える地域づくり組織の設立・運営	民間

## ◆くらし・なりわいWG【事務局：十和田市・小坂町】の体制（案）

- ✓ 当面は空き家・休廃業施設の情報整理及び住まい確保等について検討し、具体的対策に繋げる。
- ✓ 構成員イメージ：（一社）十和田湖国立公園協会、各町内会、（一社）碧のしずくと灯りなど、現地のくらし・なりわいに関連の深い事業者及び地域関係者を中心に構成。



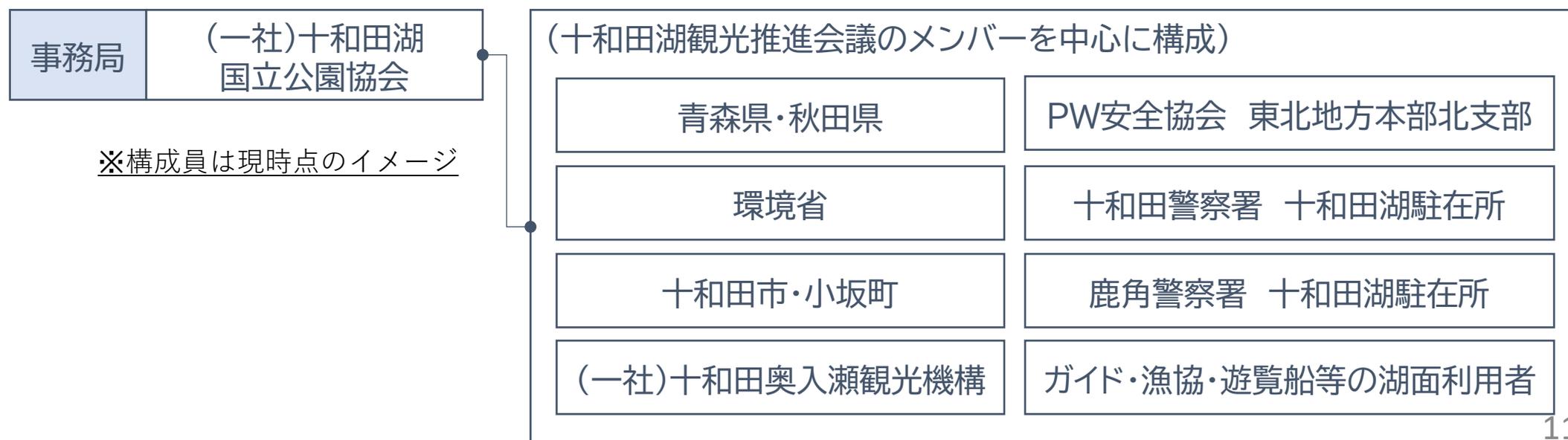
# 各WGの構成案について（湖面の利用）

## ◆湖面利用WGに対応する施策

施策の観点	No.	当面3年後（令和10年度）までを目途に実施又は着手すべき施策 ★：特に優先・加速すべき事項	実施主体
「ならでは」のコンテンツ 磨き上げ	18	湖の神秘性・自然の成り立ちを実感するコンテンツ(カヌー等)の検討・磨き上げ	環境省・民間
	19	十和田信仰を実感するコンテンツ（占い場体験等）の検討・磨き上げ	環境省・民間
	21	水上スキー等湖面利用状況及び占い場利用ルールの調査検討	環境省・青森県・秋田県・十和田市・小坂町・民間

## ◆湖面利用WG【事務局：（一社）十和田湖国立公園協会】の体制（案）

- ✓ 当面は水上スキー自粛エリアの周知徹底・パトロールを継続しつつ、湖面利用ルールの見直し等を検討。  
（利用ルールに一定の整理がつけば、湖面利用の促進（観光振興）の観点も取り扱う）
- ✓ 構成員イメージ：これまで同様の課題を扱ってきた「十和田湖観光推進会議」の枠組みを基本とする。



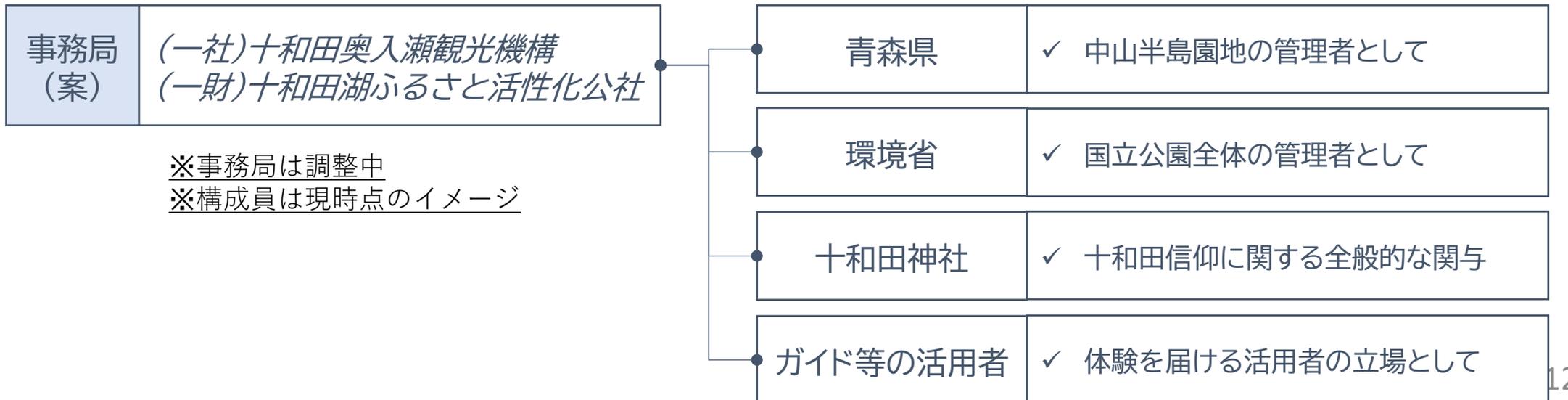
# 各WGの構成案について（信仰の魅力・価値提供）

## ◆信仰の魅力・価値提供WGに対応する施策

施策の観点	No.	当面3年後（令和10年度）までを目途に実施又は着手すべき施策 ★：特に優先・加速すべき事項	実施主体
景観改善	4	古道（旧参道）の鳥居整備及び杉並木管理	民間
利便性・安全性の向上	9	中山半島園地（十和田神社奥）の再整備	青森県
	10	自籠岩・占い場を繋ぐ歩道ルート整備・管理体制構築	環境省・民間
「ならでは」のコンテンツ磨き上げ	19	十和田信仰を実感するコンテンツ（占い場体験等）の検討・磨き上げ	環境省・民間

## ◆信仰の魅力・価値提供WGの体制（案）

- ✓ 当面は占い場の体験提供を中心とした関係者協議・検討を行い、具体的な対策に繋げていく。
- ✓ 事務局は、体験コンテンツとしての検討～実践までを担えると考えられる（一財）十和田湖ふるさと活性化公社や十和田奥入瀬観光機構が適切ではないか。
- ✓ 構成員イメージ：対応する各施策の実施主体及び十和田神社、ガイド関係者等を想定。



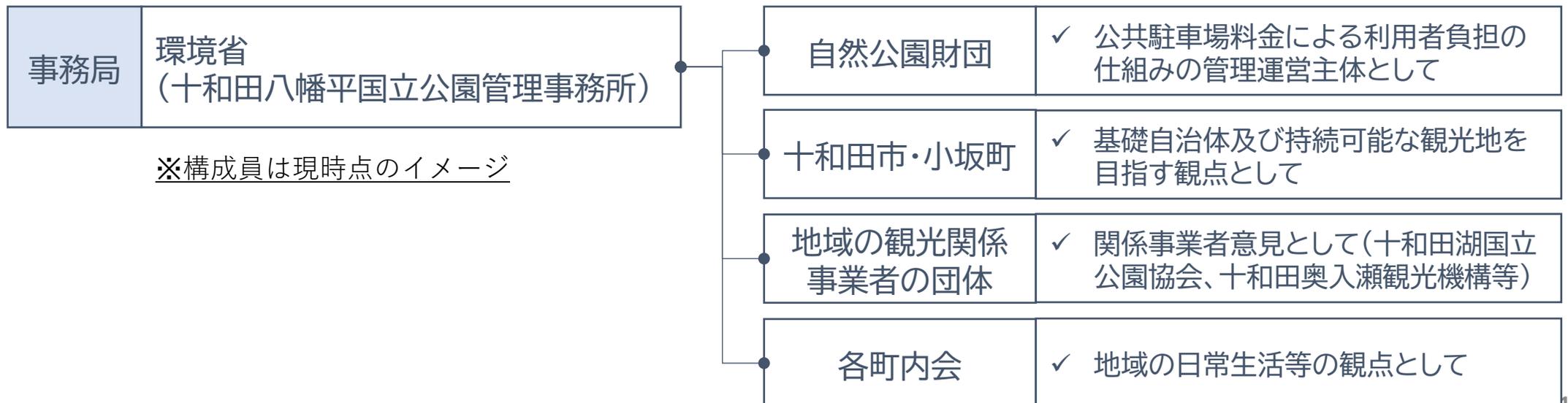
# 各WGの構成案について（保護と利用の好循環）

## ◆保護と利用の好循環WGに対応する施策

施策の観点	No.	当面3年後（令和10年度）までを目途に実施又は着手すべき施策 ★：特に優先・加速すべき事項	実施主体
保護と利用の好循環	29	★ 既存の利用者負担制度の運用見直し	環境省・民間
	30	持続可能な観光地としての国際認証（グリーンDESTINATION等）の取得及びゼロカーボンパークの登録	十和田市・小坂町・民間

## ◆保護と利用の好循環WGの体制（案）

- ✓ 当面は休屋駐車場料金による利用者負担制度の改善・充実へ向けた協議及び社会実験等を進める。
- ✓ 構成員イメージ：駐車場管理者である自然公園財団のほか、地元自治体、地域住民、地域の事業者団体（十和田湖国立公園協会、十和田奥入瀬観光機構）などを想定。



## 議事 2. 十和田湖1000年会議の協議体制等の 見直しについて

# 今後の1000年会議の主な役割について

- ✓ これまでは基本構想やマスタープラン等、地域全体での大きな方向性について議論
- ✓ 今後は個別具体の施策を推進することを中心に据えていく
- ✓ 1000年会議は、大きな方向性の議論の場から、個別施策の推進を共有・調整する場に

## これまでの1000年会議の主な役割

- ✓ 基本構想やマスタープラン等、十和田湖地域の将来像や方向性を議論する場

## これからの1000年会議の主な役割

- ✓ 基本構想やマスタープラン等に示した個別具体の施策を推進する場
- ✓ 各施策の推進のため、その内容や課題について構成員が共有し調整する場

## 1000年会議 設置要綱 (抜粋)

(目的)

第2条 本会は、十和田八幡平国立公園十和田湖地域の自然と生活・文化を活かし、育み、引継ぎながら、持続的な地域社会と訪れる人々の高付加価値な滞在環境を実現することを目的とし、関係者相互で必要な取組について協議を行うとともに、連携を図るため設置するものである。

(協議事項)

第3条 会議は、以下に掲げる事項を協議する。

(1) 十和田八幡平国立公園十和田湖地域の基本構想の策定に関する事項。

(2) 基本構想の実施に関する事項。

(3) その他、第2条の目的を達成するために必要と認められる事項。

今後の主な役割⇒

# 1000年会議の協議体制・構成員に係る見直し方針（案）

## 協議事項・体制について（別紙2参照）

- ✓ 協議事項として、マスタープランの実行について明確化（設置要綱第3条）
- ✓ ワーキンググループに関する規定の整理（第7条）
  - ✓ ワーキンググループ設置には本会議の了承を必要とすること
  - ✓ 本会議構成員によるワーキンググループ事務局を設置すること
  - ✓ 本会議構成員以外の者・アドバイザーも参加可能とすること
- ✓ 本会議の主な役割の変化に伴い、アドバイザーはワーキンググループ（又は個別施策協議）の場を中心に招聘  
※引き続き本会議への招聘も可能

## 本会議の構成員について

- ✓ 構成員は原則としてマスタープラン30施策のいずれかに主体的に取り組む必要
- ✓ 新たに設立される地域づくり組織など、主要施策に取り組む構成員を追加
- ✓ 主体的取組が可能な者を構成員としたい
  - ✓ 本会議は公開で行うため、構成員でなくとも傍聴は可能
  - ✓ ワーキンググループには構成員でなくとも参加可能（WG事務局の承認は必要）
  - ✓ 各町内会は主体的取組が困難であっても、引き続き構成員（住民代表）としてご意見をいただきたい

⇒ 設置要綱・構成員を見直し、次年度から適用

※構成員は幹事会・WGメンバーも含めて今年度中に整理予定

## 議事3. 事業者公募に係る選定方法について

# (MP施策No.6) 事業者誘致／公募対象地・スケジュール (案)

## 1) 公募対象地 (事業用地)

青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486番地 (8,062m<sup>2</sup>)



## 2) 事業者選定のスケジュール

企画競争方式により選定事業者を決定します。  
スケジュールは以下を想定します。

日程	内容
5月	本公募要領の公表 必要に応じて現地説明会開催(参加は任意)
6月	参加表明・企画提案書に関する質問×切 (公募要領公表後、概ね30日後)
8月	参加表明及び一次審査書類の提出×切 (公募要領公表後、概ね90日後) 一次審査(参加要件等に係る書類審査)
9月	二次審査書類(企画提案書)の提出×切 (公募要領公表後、概ね120日後) 二次審査(審査委員会での対面審査)
10月	選定事業者の決定・通知 (公募要領公表後、概ね150日後)

# (MP施策No.6) 事業者誘致／選定方法 (案)

公募開始・事業者からの応募



1次審査（書類審査）

参加資格・事業実績に対する書面審査  
環境省にて、参加資格、①資力・経営状況、②事業実績を確認

2次審査（審査委員会）

企画提案書に対する審査  
プレゼンテーションを受け、審査委員会にて審査・評価

審査委員会の評価結果を受け  
環境省が事業者を決定



事業協定、許認可、借地契約

# (MP施策No.6) 事業者誘致／選定方法 (案)

## 1次審査

### 参加資格・事業実績に対する書面審査

✓ 環境省にて、①資力・経営状況、②実績から評価します

- ・過去に環境省との契約違反をした者などは参加不可とする、公募参加資格を設定
- ・公募参加資格を満たし、①②の審査基準をいずれも満たす場合に1次審査通過



審査項目	審査基準(要求要件)
①資力、 経営状況	✓ 安定的な経営状況であること(過去数年間の財務諸表等により評価)。
②実績	✓ 公募参加者が、本事業を実施するための十分な経験等を有していること(以下の観点から評価)。 ア 宿泊事業の実績。 イ 宿泊事業と連携した文化・自然体験の企画・提供実績。 ウ これら実績に係る担当者の配置。

# (MP施策No.6) 事業者誘致／選定方法 (案)

## 2次審査

### 企画提案書に対する審査

プレゼンテーションを受け、審査委員会にて選定

・応募事業者から以下の項目を満たす企画提案書を作成・提出いただき、審査委員会で審査

審査項目	審査基準（要求要件）
全体コンセプト	休屋・休平地区マスタープラン（地区の魅力向上の方向性、土地利用の基本方針、ならではの魅力・価値等）に適合したコンセプトであること。
施設整備の基本方針	十和田湖の風景と調和する小規模な施設を整備する方針であること。
施設運営（提供サービス）の基本方針	自然の中での滞在型かつ高付加価値な体験を提供するための運営方針であること。
資金計画・事業収支計画	資金調達及び事業収支の観点から、事業の継続性及び妥当性が認められること。
十和田湖ならではの滞在体験の提供	地域の体験アクティビティと連携したサービスを提供すること。 複数泊・長期滞在を促すサービスを提供すること。
地域活動等への参画・貢献	社会活動、災害対応など様々な場面で地域活動への連携や貢献に取り組むこと。 地域の自然環境保全や利用環境の改善に取り組むこと。
地産地消・調達 エネルギー・脱炭素 廃棄物・水資源	様々な観点からサステナビリティ（環境及び地域の持続可能性）への貢献に取り組むこと。

# (MP施策No.6) 事業者誘致／選定方法 (案)

## 2次審査

### 企画提案書に対する審査

プレゼンテーションを受け、審査委員会にて選定

### 審査委員会について (案)

- ・本会議の意見等を踏まえ委員を正式決定し、公募開始前に具体的な審査基準を協議。
- ・委員は以下の観点から環境省が選定予定。

	所属・役職
委員	事業用地が位置する基礎自治体(十和田市)を予定
委員	国内外における自然の中での滞在型・高付加価値観光に精通した有識者(旅行事業者など)を予定
委員	自然環境の保全と適切な利用に精通した有識者(学識経験者)を予定
委員	宿泊事業の資金調達や収支など事業性評価に精通した専門家(金融機関の関係者など)を予定
委員	行政機関以外での地元代表者を予定



事前に協議した審査基準に基づき、各委員が評価を行う



- ・審査委員会で各項目の採点について協議し、事業者ごとの評価点を決定
- ・失格基準も設定  
(基礎点＝必須要件を満たさない場合等)

審査委員会から環境省に評価結果を提出  
(→環境省が誘致事業者を最終決定)

# (MP施策No.6) 事業者誘致／選定方法 (案)

## 2次審査

### 企画提案書に対する審査

プレゼンテーションを受け、審査委員会にて選定

#### ◆行政機関を除く本会議構成員

一般財団法人 自然公園財団十和田支部 所長
一般社団法人 十和田湖国立公園協会 理事長
一般社団法人 十和田奥入瀬観光機構 理事長
一般財団法人 十和田湖ふるさと活性化公社 理事長
一般社団法人 秋田犬ツーリズム 会長
株式会社 かつの観光物産公社 代表取締役
十和田商工会議所青年部 会長
十和田湖増殖漁業協同組合 組合長
十和田湖畔の未来協議会 会長
一般社団法人 碧のしずくと灯り 代表
宇樽部町内会 会長
休屋町内会 会長
休平自治会 会長
大川岱自治会 会長
青森みちのく銀行 法人コンサルティング部 部長

#### 所属・役職

委員 行政機関以外での地元代表者を予定

#### 「地元代表者」選定の観点 (案)

①1000年会議構成員のうち、行政機関を除く構成員から選出

※休屋・休平地区の暮らし・なりわいの歴史や特性に精通し、本地区の代表といえる構成員（組織）を想定

②マスタープランで示す地区の将来像（2050年頃）を担える若手・中堅世代



上記①②の観点から各1名（計2名）  
または①②をともに満たす1名を選出

## 議事4（報告事項） マスタープランに基づく施策の取組状況

## 2) 将来像の実現に向けた施策の実行

目指すべき将来像の実現に向けた施策は多岐にわたり、また、多分野に跨がるため、十和田湖1000年会議構成員の分担・連携により推進します。

施策の観点	No.		当面3年後（令和10年度）までを目途に実施又は着手すべき施策 ★：特に優先・加速すべき事項	実施主体
景観改善	1	★	廃屋撤去	環境省
	2	★	既存施設の上質化へ向けた改修等（補助）	環境省・十和田市・小坂町
	3		建築物・広告物の景観管理ルール（法律・条例）の明確化・見直し	環境省・青森県・秋田県
	4		古道（旧参道）の鳥居整備及び杉並木管理	民間
	5		主要な展望台における通景伐採等による俯瞰眺望の回復	青森県・秋田県
利便性・安全性の向上	6	★	主動線沿い（廃屋跡地等）の事業者誘致及び滞留・休憩スペースの充実	環境省・十和田市
	7	★	湖畔林の適切な保全・管理及び湖畔沿い休憩スペースの充実	環境省
	8	★	老朽化施設の再整備によるユニバーサルデザイン化・国土強靱化（駅前広場トイレ、湖畔遊歩道、休平園地トイレ）	環境省・秋田県
	9		中山半島園地（十和田神社奥）の再整備	青森県
	10		自籠岩・占い場を繋ぐ歩道ルート整備・管理体制構築	環境省・民間
歩いて楽しむための空間づくり	11	★	主動線（神社参道含む）の石畳化・無電柱化	十和田市・環境省・民間
	12		休屋休平地区の新たな玄関口（サイン等）整備	環境省
	13		南駐車場の拡充（南北駐車場間の回遊性向上）へ向けた調査検討	環境省・民間
	14		歩行者優先空間ルール作り（進入・速度・車両制限等）へ向けた調査検討	環境省・青森県・秋田県
	15	★	移動支援モビリティ導入・乗換拠点整備へ向けた調査検討	環境省・十和田市・民間

※実施主体の「民間」とは、十和田湖1000年会議構成員のうち、行政機関以外の構成員を指します

※これらの施策は各実施主体の事業として実施するほか、「国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業」等の補助事業の活用を想定しています

## 2) 将来像の実現に向けた施策の実行（つづき）

目指すべき将来像の実現に向けた施策は多岐にわたり、また、多分野に跨がるため、十和田湖1000年会議構成員の分担・連携により推進します。

施策の観点	No.		当面3年後（令和10年度）までを目途に実施又は着手すべき施策 ★：特に優先・加速すべき事項	実施主体
「ならでは」のコンテンツ 磨き上げ	16	★	インタープリテーション（魅力・価値のサービス化）計画策定	環境省・民間
	17	★	十和田湖ならではの魅力・価値のインナーブランディング及び商品化検討・勉強会等	環境省・民間
	18		湖の神秘性・自然の成り立ちを実感するコンテンツ(カヌー等)の検討・磨き上げ	環境省・民間
	19		十和田信仰を実感するコンテンツ（占い場体験等）の検討・磨き上げ	環境省・民間
	20		北奥の暮らしを実感するコンテンツ（ヒメマス漁や冬季体験）の検討・磨き上げ	環境省・民間
	21		水上スキー等湖面利用状況及び占い場利用ルールの調査検討	環境省・青森県・秋田県・十和田市・小坂町・民間
プロモーションの強化	22		十和田湖地域に特化した各種プロモーション	各DMO
	23		十和田湖地域に特化した観光地マーケティング・ブランディングの強化	各DMO
くらし・なりわいの 持続性向上	24	★	地区の不動産データベース化及び休廃業施設の有効活用へ向けた調査検討	環境省・十和田市・小坂町
	25	★	旧十和田湖小学校（廃校）ほか、空き地空き家の活用検討	十和田市・民間
	26		休平側空き地・空き家の利用方針検討	小坂町・民間
	27	★	ICT技術の活用等による地域の教育・医療サービス向上へ向けた調査検討	十和田市・小坂町・民間
	28	★	滞在型・高付加価値観光を支える地域づくり組織の設立・運営	民間
保護と利用の好循環	29	★	既存の利用者負担制度の運用見直し	環境省・民間
	30		持続可能な観光地としての国際認証（グリーンデスティネーション等）の取得及びゼロカーボンパークの登録	十和田市・小坂町・民間

※実施主体の「民間」とは、十和田湖1000年会議構成員のうち、行政機関以外の構成員を指します

※これらの施策は各実施主体の事業として実施するほか、「国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業」等の補助事業の活用を想定しています

# マスタープラン実施状況（環境省による実施状況）

## 【 I 景観改善】 ※（ ）の数字はMP施策番号

### (1)★廃屋撤去

- 旧十和田観光センター・付属施設（従業員寮、ガソリンスタンド）の解体撤去完了
- 旧十和田湖グランドホテル（本館）の解体撤去に着手
- その他廃屋の解体撤去へ向けた調査設計業務を実施



### (2)★既存施設の上質化へ向けた改修等（補助）

- お土産店兼食堂1軒の屋根・外壁改修に係る補助金を交付

# マスタープラン実施状況（環境省による実施状況）

## 【Ⅱ 利便性・安全性の向上】

### (6)★主動線沿い（廃屋跡地等）の事業者誘致及び滞留・休憩スペースの充実

- 民間事業者サウンディング調査を実施、調査結果を踏まえ公募要領案を作成中。
- 一ノ宮園地の整備（遊歩道・休憩デッキ等の新設）。



### (7)★湖畔林の適切な保全・管理及び湖畔沿い休憩スペースの充実

- 地区内の枯死木や危険木を伐採・枝払い（立木伐採7本、枝打ち76本）
- 湖沿いにベンチを設置（仮設）
- 主動線沿いの廃屋撤去跡地に張芝工事を実施。



### (8)★老朽化施設の再整備によるユニバーサルデザイン化・国土強靱化

- 駅前広場トイレ・湖畔遊歩道（木道）の再整備へ向けた設計業務を実施
- 地区の公園名標識、総合案内板等を更新



# マスタープラン実施状況（環境省による実施状況）

## 【Ⅲ 歩いて楽しむための空間づくり】

### (11)★主動線（神社参道含む）の石畳化・無電柱化

- 十和田市と連携し、特に一ノ宮～北駐車場入口の区間について石畳化・無電柱化へ向けた検討を実施。



- 一ノ宮駐車場の移設に伴い、新駐車場から一ノ宮の区間の道路改良を実施。



新駐車場～一ノ宮の道路改良

# マスタープラン実施状況（環境省による実施状況）

## 【IV 「ならでは」のコンテンツ磨き上げ】

### (16)★インタープリテーション（魅力・価値のサービス化）計画策定

- ▶ 地域ワークショップを実施、インタープリテーション計画「十和田湖コミュニケーションBOOK」を制作中。



#### 第3節「十和田湖地域コミュニケーションBOOK」の活用方法

##### いつ・どこで活用してみるか

- ▶ カヌーやボート、湖畔散歩といった自然体験アクティビティ利用者に対しては、アクティビティ事業者・ガイドさんがお客さんへコミュニケーションを取るときを想定しています。
- ▶ 宿泊施設の宿泊者に対しては、宿泊施設を通じて、予約時・チェックイン時等に伝えることを想定しています。
- ▶ 加えて、日帰り利用も含めたすべての利用者に対して、飲食店やお土産店、公共施設の管理者、住民などが様々な場面でメッセージを伝えることを想定しています。



#### インタープリテーション計画の検討

### (17)★十和田湖ならではの魅力・価値のインナーブランディング及び商品化検討・勉強会等

- ▶ インナーブランディング資料「トワダノオト」制作、十和田湖地域に全戸配布（年度内に第2号～4号発刊）
- ▶ 地域資源の商品化・体験ツアー等への活用に係る先進事例の調査及び地域向け勉強会を開催。
- ▶ 十和田古道及び乙女の像の解説標識を整備。



# マスタープラン実施状況（環境省による実施状況）

## 【Ⅶ 保護と利用の好循環】

### (29)★既存の利用者負担制度の運用見直し

- 冬季観光の受入環境充実等のため、休屋北駐車場の冬季運用社会実験を12/6から開始。  
(タイムズ24・自然公園財団十和田支部と連携)
- 自動料金ゲートを設置、無人・有料での駐車場運営と駐車料金収入を財源とした除雪等を試験的に実施。
- 管理運営上の課題、利用者の反応、駐車料金収入と管理経費の収支等について調査・分析を実施。



### 十和田湖 2025年12月6日～2026年2月28日 休屋北駐車場 冬季運用 社会実験のお知らせ

これまで、休屋北駐車場は冬季閉鎖状態でした。(イベント時を除く)  
近年は、冬季来訪者が増加傾向にあり、その受入環境の充実を図るため、社会実験として北駐車場の冬季運用を行います。  
実験期間中は利用台数・管理コスト・機械ゲート式(無人運営)の課題等を把握し、今後の駐車場運営について検討します。  
十和田湖の冬季観光を拓く第一歩としての取組にご理解とご協力をお願いします。

十和田湖・休屋マップ

#### 実証場所：休屋北駐車場

#### 実施概要



通常期間と同様に駐車場料金を徴収します。いただいた駐車料金収入は、除雪や清掃等の冬季観光の受け入れのために活用します。

**料金** 乗用車 500円/24h  
バス(マイクロ含む) 2,000円/24h

**期間** 2025年12月6日(土)～2026年2月28日(土)

※入庫は原則16:30まで(冬物語開催日・大晦日・元日を除く)  
※2026年3月中は無料でご利用できます

冬物語期間中も(1月30日～2月23日) 駐車料金が必要となります

実施主体：環境省 東北地方事務所 十和田八幡平国立公園管理事務所